まちづくり委員会資料

令和6年第2回定例会 専決処分の報告について

報告第17号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分 訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

| No. | 訴 訟 事 件 | 区分 | 氏 | 名 | 居住の開始 | 備考 |
|-----|--------------|-------------|-----|-----|--------------|--------------------------------|
| 1 | 滯納使用料等請求反訴事件 | 反訴被告 (本訴原告) | * * | * * | 平成14年11月21日 | ○滞納月数・滞納額 24か月分・2,318,400円 (※) |
| 2 | 建物明渡等請求事件 | 使 用 料 滞 納 者 | * * | * * | 平成30年 5 月23日 | ○滞納月数・滞納額 13か月分・448,700円 |
| 3 | 建物明渡等請求事件 | 使 用 料 滞 納 者 | * * | * * | 平成27年12月18日 | ○滞納月数・滞納額 10か月分・761,651円 |
| 4 | 建物明渡等請求事件 | 使用料滞納者 | * * | * * | 令和 3 年11月11日 | ○滞納月数・滞納額 12か月分・179,832円 |
| 5 | 建物明渡等請求事件 | 不正入居者 | * * | * * | 昭和48年2月1日 | ○不正入居となった日 令和5年7月24日 (承継資格なし) |

※反訴提起時点(令和6年4月3日)での額を記載。今後滞納額が累積される場合、口頭弁論終結時点での滞納額を請求する予定

2 訴えを提起した理由

(1) 滯納使用料等請求反訴事件(No.1)

市営住宅の使用料の決定に必要な収入状況の報告に係る請求に応じず、使用料が近傍同種の住宅の家賃とされたにもかかわらず、決定された使用料を支払わず無効な供託をし、滞納使用料の不存在確認及び使用料の額の確認を求める訴えを提起した相手方に対し、滞納使用料等の支払を求めるため反訴したもの

(2) 建物明渡等請求事件

ア 使用料滞納者 (No.2~4)

市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない相手方に対し、市営住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払を求めるため 訴えを提起したもの

イ 不正入居者 (No.5)

市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去要求にも応じない相手方に対し、市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるため訴えを提起したもの

3 主な経過

(1) 滯納使用料等請求反訴事件(No.1)

対象者からの訴えに対し、次のとおり応訴及び反訴した。

| No. | 訴状送付年月日 | 応 訴 年 月 日 | 反訴の提起年月日 | | |
|-----|--------------|---------------|----------------|--|--|
| 1 | 令和 5 年12月11日 | 令和 6 年 1 月11日 | 令和 6 年 4 月 3 日 | | |

(2) 建物明渡等請求事件(No.2~5)

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、次のとおり請求した。

ア 使用料滞納者

市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、住宅を明け渡すよう請求した。

イ 不正入居者

市営住宅明渡請求書を送付して住宅を明け渡すよう請求した。

| No. | 明渡請求予告通知年月日 | 明渡請求通知年月日 | 明 渡 期 限 | 訴えの提起年月日 |
|-----|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 2 | 令和 5 年 8 月 7 日 | 令和 5 年 9 月28日 | 令和 5 年12月28日 | 令和 6 年 1 月23日 |
| 3 | 令和 5 年11月 2 日 | 令和 5 年12月22日 | 令和 6 年 3 月22日 | 令和 6 年 4 月25日 |
| 4 | 令和 5 年11月 2 日 | 令和 5 年12月8日 | 令和 6 年 3 月 8 日 | 令和 6 年 4 月25日 |
| 5 | | 令和 6 年 2 月13日 | _ | 令和 6 年 4 月25日 |